

# 第20回 国と地方のシステムWG

## 水道分野における取組について

令和元年11月5日



ひと、暮らし、  
みらいのために

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

# 水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の概要

## 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 関係者の責務の明確化

国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。  
都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。  
水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

### 2. 広域連携の推進

国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。  
都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。  
都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

### 3. 適切な資産管理の推進

水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。  
水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。  
水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。  
水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

### 4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

### 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制(5年)を導入する。  
各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

## 施行期日

令和元年10月1日(ただし、3. の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日までは適用しない)

# 改正水道法に基づく広域連携の取組の推進(イメージ図)

## 厚生労働省

### 基本方針(改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

### <都道府県・水道事業者等への支援>

計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援  
広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

## 都道府県

### 都道府県の責務(改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

基本方針に  
基づき策定

### 水道基盤強化計画(改正水道法第5条の3)

#### 水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等との広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、広域連携の対象区域や連携等を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

#### 圏域

・構成自治体(A市・B市)  
・連携内容(水道事業の統合等)  
・施設整備内容(連絡管整備事業)

#### 圏域

・構成自治体(C市・D市)  
・連携内容(管理システムの統合等)  
・施設整備内容(システム整備事業)

...

#### 圏域

・構成自治体(X市・Y市)  
・連携内容(浄水場の共同設置等)  
・施設整備内容(浄水場整備事業)

意見

### 広域的連携等推進協議会 (改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

(構成員)

- ・都道府県
- ・市町村
- ・水道事業者
- ・水道用水供給事業者
- ・学識経験者、その他都道府県が認める者

### 水道広域化推進プラン

平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官連名通知により、都道府県に対して2022年度末までの策定を要請。

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的な効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定。

## 水道事業者等

- ・水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進
- ・施設の適切な維持管理
- ・水道施設の計画的な更新
- ・水道施設台帳の整備
- ・アセットマネジメントの実施
- ・水道事業の基盤強化に向けた取組 等
- ・収支見通しの作成及び公表

# 水道における広域連携についてのKPI設定について

現在の水道における広域連携についてのKPIに関し、水道法改正による新たな取組を測定するため、新たなKPIを設定する必要がある。

現在のKPI

広域連携に  
取り組む  
こととした  
市町村数

課題

- ・ 平成30年度の水道法改正により新たに位置づけられた、都道府県による市町村の区域を超えた広域連携の推進役としての取組を正しく計測できない懸念がある。

水道法第二条の二第2項

2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等(水道事業者等との連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

現在のKPI「広域連携に取り組むこととした市町村数【目標：増加、進捗検証】」に加え、

○ 水道広域化推進プランを策定した都道府県数【目標：令和4年度まで47都道府県】

を新たに設定する必要がある。